

平成31年

新入学時期の交通事故防止運動

実施要綱

運動期間

4月8日(月)～4月14日(日)

スローガン

まもろうよ
こうつうあんぜん
みぎひだり



平成30年度 JA 共済群馬県小・中学生交通安全ポスターコンクール入賞作品
安中市立西横野小学校（入賞当時6年生）五明 奏那さんの作品

運動の目的

交通環境に不慣れな新入学児童等を交通事故の被害から守るため、「優しさ」と「思いやり」の気運を高めるとともに、子供に交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づける。

運動の重点

- 通学路等の交通安全の確保
- 効果的な交通安全教育の推進

主唱 群馬県交通対策協議会

（事務局 群馬県県土整備部交通政策課）

運動の重点と推進項目

重点1 通学路等の交通安全の確保

【1】街頭における交通安全指導の強化

ア 保育園・幼稚園・学校では

園児や児童・生徒（以下、「児童等」という。）に安全な通学・通園を習慣づけるために、PTA等と協力して横断歩道・通学路等における交通安全指導・保護誘導活動を強化する。

イ 地域では

- 通学路等の主要地点に交通指導員等を配置し、児童等に対して正しい通行と安全な横断方法等について現場指導を実施する。
- 車両の直前直後の横断や路上遊戯等の交通ルールを守らない児童等を見かけた場合、その場で注意するなど、地域ぐるみで交通安全指導を実施する。

【2】「交通安全総点検」の確実な実施

地域住民及び関係機関・団体と連携し、通学路等を中心とした「交通安全総点検」を実施し、交通危険箇所の早期発見と改善に努める。

【3】歩行者に対する「思いやり運転」の励行

ア 道路を横断しようとする児童等を見かけた場合は、一時停止して道を譲る等、児童等の交通弱者の安全と保護優先の運転をする。

イ 不用意な飛び出しや予想外の行動をとる児童等がいることを予測し、十分な安全確認を行うとともに、減速・徐行するなどの「思いやり運転」を励行する。

重点2 効果的な交通安全教育の推進

【1】入学式等における交通安全教育の実施

入学式や入園式等の機会を利用し、児童等に対する交通安全教育を実施する。その際、保護者に対する交通安全教育も併せて実施する。

【2】心身の発達段階に応じた交通安全教育

ア 保育園・幼稚園・学校では

- 園児に対しては、道路の正しい歩き方、横断の仕方、信号機の見方等、基本的な交通ルールを重点とした交通安全教育を推進し、歩行者として安全に道路を通行できる能力を身につけさせる。
- 児童に対しては、基本的な交通ルールに加え、見通しの悪い交差点の通行方法など、道路環境に応じた危険予測・回避の方法について指導する。
- 小学校高学年から中学生に対しては、「自転車安全利用五則」を活用して、交通ルールの遵守と交通マナーの実践の重要性を理解させる。
- 高校生に対しては、交通ルールの遵守と交通マナーの実践について指導するとともに、通学手段毎に、具体的な交通安全指導の徹底を図る。特に、自転車通学者に対しては、損害賠償保険等の加入と乗車用ヘルメット着用の重要性を理解させる。
- 保護者に対しては、交通ルールの遵守と交通マナーの実践により、子供の模範となるよう指導する。
- 朝礼・ホームルーム・学級活動等の時間を活用した交通安全に関する指導を機会あるごとに実施する。

イ 家庭では

- 子供の交通安全については、家庭内における交通安全教育が重要であることを再認識する。
- 保護者が交通ルールの遵守と交通マナーを実践し、子供の模範となるよう心がける。
- シートベルト及びチャイルドシート着用の必要性和効果について話し合い、正しい着用を習慣づける。

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用